

女性農業者農村活性化実践事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、女性農業者の活動を支援するため、女性農業者を主体とした団体が行う、地域の特性を生かした農業・農村の活性化に向けた取り組みの実践に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、農業や農産加工等に携わる女性が3者以上で構成する団体、又は農業や農産加工等の経営若しくは運営責任者が女性である法人（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業に要する経費について交付するものとし、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、あ

らかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

ア 補助対象事業の相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金の交付）

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第7条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第6号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

（書類の保管）

第9条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明ら

かにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第10条 本要綱により提出する書類(添付書類として、事業実施主体が作成した書類を含む。)は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとし、農務事務所長は提出された書類の内容を確認し、内容が適当と認められたものについて、知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 新たな特産品の開発と販売促進事業 2 都市農村交流事業 3 女性リーダー育成事業 4 6次産業化と販売促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（講師謝金等） ・ 旅費（講師旅費等） ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） ・ 役務費（通信運搬費、保険料等） ・ 使用料及び賃借料 ・ 委託料 	補助対象経費の1/2以内 但し、補助金の額は1団体当たり150千円を上限とする。